

国際経済法研究会—第2回

平成17年3月10日

発表者：牧原秀樹

1. サザランド・レポート

問題提起：WTOの活動に関連して、主権の喪失に関する論議に焦点が当てられることが多い。特に紛争解決手続による貿易防御措置の違法認定、環境規制の制限、政治的理由による輸入制限の禁止、あるいは開発途上国の政策余地の制限などの文脈で問題になりがちである。しかし、そもそも「主権」とは意味ある議論か？

主権の概念及び間違った使い方：「主権」という言葉は国際的な事柄や法に関してしばしば使用されるが、実はその意味が深く考えられているわけではない。条約の締結には主権の放棄は必然であり、特に国際的経済活動を扱うWTOの場合はなおさらである。ただし、国家が役割を担っているのも事実であり、国際機関は加盟国が受諾した条約に由来する権限を行使するにあたってはその損益を理解すべきである。WTOの場合、主権が有意義に議論され、あるいは関係している場合が複数ある（DS、履行、やSPS・SGなどの紛争）。他方、国内保護主義者などによって不履行の言い訳として使われることもあるが、これは正当化の理由とはならない。

主権とは？：主権には内的な権威、国境統制権、政治的自主性、他国からの独立という4つの要素を特徴とする伝統的見解があったが、それも変わりつつあり、説得の目的の意味が大きいとする者もいる。補完性の原理からWTOのようなより高い機関が目的達成に必要な理由を厳しく問う者もいる。他方、関税地域の加盟をWTOが認めていることなど主権概念を放棄している場合もある。このような主権という用語の曖昧さ、範囲の問題、複雑さなどからその言葉を廃棄しようと言う意見もある。しかし、主権に関する概念は注意深く検討する必要がある。

主権分析が意味すること：主権が問題となるのは、実際には権力の配分、WTOの文脈で言えばどの決定がWTOで、あるいは国家においてなされるべきかが問題になる時である。この問題は、その判断対象や価値観、政策的目的などによって異なり、あるいは影響される。

国際レベルでの権限分配：国際レベルで権力分配がなされる理由は多数あるが、

例えば協調利益、過当競争の回避、あるいは世界共通問題のようなケース（環境）が問題となり得る（エビ亀事件はその典型例）。さらに競争や人権など未解決な分野は多い。汚職やクローン問題は国際レベルでの監督が必要な分野だろう。

補完性の原理：主として EUに関連して言われる補完性の原理によれば、可能な限り構成員に近いレベルで決定権能を残すのが構成員にとって最も利益になる。しかし実際には問題は当該問題の内容そのものにより、国内政治家はその都度使いわけられる。

WTO との関連：結局、鍵となるのはどのように権限配分をするかである。その中で国際市場の欠陥は国が単独では取り扱えないものであり、このような欠陥をルールや禁止によって効果的に治癒しうるかが問題となる。結論として、WTO は、国家の政策余地の喪失と国際レベルでの強力およびルール遵守のバランスにおいて、加盟国すべてについてプラスの結果となっており、今後もなり続ける。

2. 別文献—Sovereignty, Economic Autonomy, the United States, and the International Trading System: Representations of a Relationship

主権とその意味、米国とWTOの文脈で検討。主権は規範的な価値を有するものとして本質的に勝ち得る概念である。米国は、国際機関を通じて企業経済の自治（自由競争）とそれに必然的な国家の経済自治を実現しようとしている。米国議会は今のところWTOによって米国は利益を得ていると判断しているが、米国の価値を適切に反映していない、あるいは米国の競争力を害すると考えた時に、多国間通商システム法への米国のコミットメントが真に問題となる。

2. 主権と履行

そもそも「主権」とは何か？考えることが必要か？WTOの文脈ではどういうことか？行政と議会との対立は？民主主義は（選挙）？

- (1) 鉄鋼 SG—履行について「主権」の面子が問題になった事例
- (2) 1916年法—主権が問題にされなかった事例
- (3) バード修正条項—権限の配分に関する限界事例
- (4) 熱延・オムニバス法 211—履行のインセンティブが何らない場合の問題点